

## ユーロ危機に際しての法の支配と民主主義

中西 優美子  
(一橋大学大学院法学研究科教授)

連日、ユーロに関するニュースが新聞、テレビ、インターネット等を通じて報道されている。また、ユーロ危機が雑誌の特集や単行本で取り上げられている。中には、『ユーロ崩壊』とか『EU メルトダウン』とか少し怖い題名の本も本屋に並んでいる。大学で EU 法を教えていることもあり、「EU は大丈夫なのですか?」と質問されることが増えている。エコノミストではない私は、「大丈夫と思いますけど…」と答えつつ、EU が消滅したら、アジア共同体法に研究テーマを変更しようと冗談半分で考えている。そこで、今回は、EU 法の研究者として、ユーロ危機に際してのポジティブな面、法の支配と民主主義に光を当てたいと思う。

2010 年 4 月にギリシャが EU と IMF(国際金融基金)に金融支援を要請した。EU では、800 億ユーロのギリシャ支援をすることを決められたが、その枠組みとして EFSM(欧洲金融安定メカニズム)と EFSF(欧洲金融安定基金)が設立された。前者の EFSM は、構成国に財政援助を与える EU 運営条約 122 条 2 項を法的根拠にして設立された。後者の EFSF は、ユーロ圏の EU 構成国により創設された。ただ、後者の措置は、ユーロを支援するためではあるが、EU の枠組みの外での措置となり、民主的正統性に問題がないわけではなかった。

このような財政援助を行う主要国であるドイツでは、支援を実施するために関連法律「通貨同盟財政安定法律」と「欧洲安定メカニズムの枠組みにおける保証の引き受けに関する法律」を制定した。しかし、これらの法律がドイツの憲法である基本法 38 条に違反であるという憲法異議が起こされた。基本法 38 条は選挙権に関するもので、連邦議会の議員は、一般的、直接、自由、平等及び秘密の選挙において選ばれると定めている。ドイツ連邦裁判所は、2011 年 9 月 7 日の判決において、両法律は、基本法 38 条に違反しないとの判示を行った。もっとも、裁判所は、他の国の財政支援を行う前に、ドイツ連邦議会予算委員会の承認を必要とするし、民主主義の正統性を具現する連邦議会に承認の鍵を握らせた。この判決を受け、欧州首脳理事会の議長であるヘルマン・ヴァンロムプイ(Herman Van Rompuy)は、同日に財政的な困難に直面する国に対してユーロ諸国において合意された支援制度の有効性を確認した、同判決を歓迎するという声明をだした。

設置された EFSF は期限が 2013 年夏までであるため、それ以降も有効なメカニズムが必要であるとされた。そこで、簡易改正手続を定める EU 条約 48 条 6 項に従い、EU 運営条約 136 条に第 3 項が追加された。それにより、恒久の安定メカニズムを設立することが可能になった。その結果、ESM(欧洲安定メカニズム)条約がユーロ圏構成国 17 カ国により調印された。また、この枠組みによる財政援助を受けたい国は、TSCG(経済通貨同盟における安定、調整及びガバナンスに関する条約)の批准をしなければならない。金融危機の恐れのあるアイルランドは、さっそくこの TSCG についての国民投票を行い、可決した。もっとも、ESM 条約は、ドイツの連邦参議院及び連邦議会で可決されたが、同条約についても憲法異議がだされ、現在ドイツ連邦憲法裁判所に係属中である。

ギリシャでは、2012 年 5 月の議会選挙で、緊縮推進派の与党が惨敗し、ギリシャのユーロ離脱が現実化に至る寸前まで至った。しかし、6 月 17 日に実施された再選挙においては、財政援助の要件を満たそうと考える緊縮推進派の新民主主義党が第一党となり、同じく緊縮推進派の全ギリシャ社会運動主義運動と合わせて、議会の過

半数を確保した。同日、ヴァンロンブイ欧洲首脳理事会議長とジョゼ・マヌエル・バローゾ欧洲委員会委員長は、「ギリシャの人々はその意思を表明した。我々は彼らの民主的な選択を尊重したい。…我々は、本日、ギリシャ市民が、自国経済の再生と持続可能な新たな成長を生み出すために如何ほどの犠牲が求められているのか、重々承知した上で見せた勇気と打たれ強さを称えたい。…」という、声明を発表した。

EUは、法の共同体であるため、EUの措置を強要したり、押し付けたりすることはできず、構成国の憲法裁判所の判決あるいは選挙結果を見守ることしかできない。ユーロ危機にあたっての対応は、EU運営条約の法的根拠条文に基づいて措置を採択したり、EU運営条約条文を改正した上で、(ESM)条約を採択したり、その条約の批准には国内手続きを要するなどに見られるように、1つ1つ民主的なプロセスを踏んで、実施されている。ユーロ危機に際して、EUは、パニックになるのではなく、EU条約及びEU運営条約という法的基盤に基づき、それが場合によっては時間がかかることになっているかもしれないが、対応措置を実施している。それは、EUの強さであり、「EUは大丈夫」とする私の回答の根拠でもある。